

令和 7 年度堺市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 実施施設募集要項

1. 事業名

令和 7 年度堺市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

2. 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。

また、令和 8 年度からの本格実施を見据え、より良い制度として円滑に導入するための試行実施とし、市民ニーズの把握や利用者、実施施設からの意見聴取による課題等の整理及び効果検証を行う。

【I 事業内容について】

1. 実施施設

市内に所在する認可を受けた教育・保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）

2. 実施規模

募集定員 480 人程度

実施施設数 20 施設程度（公立認定こども園 3 園含む。）

3. 利用対象となるこども

①市内に居住する、認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業、企業主導型保育施設に通っていない 0 歳 6 か月～満 3 歳未満のこども。

②認可外保育施設に通っている 0 歳 6 か月～満 3 歳未満のこども。企業主導型保育施設に通っている 0 歳 6 か月～満 3 歳未満は対象外とする。

【0 歳 6 か月～満 3 歳未満の考え方】

- ・ 0 歳 6 か月：利用開始日時点で 0 歳 6 か月が対象。
- ・ 満 3 歳：3 歳の誕生日の前々日までが対象。

4. 利用可能時間数

こども一人当たり月 10 時間を上限とすること。

5. 実施期間

令和 7 年 7 月以降から令和 8 年 3 月までとする。（施設において準備ができ次第、事業を開始）

6. 実施形態

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）第 20 条に定める一般型乳児等通園支援事業により実施すること。

- ①年度を通じて同一施設の利用とする。
- ②原則、定期利用とし、毎週もしくは隔週の固定曜日の利用とする。
- ③祝日や行事等による利用不可日の振替日の設定については施設の判断とする。
- ④一般型（在園児合同）もしくは一般型（専用室独立）のどちらかで実施する。
- ⑤同年齢保育または異年齢保育は問わないものとする。
- ⑥親子通園については、長期間にならない程度での実施は可とする。ただし、利用の条件としない。

7. 事業実施体制

（１） 施設の設備基準

設備運営基準第 21 条に定める基準を遵守すること。

（２） 施設の職員配置

設備運営基準第 22 条に定める基準を遵守すること。

なお、設備運営基準第 22 条第 1 項に規定する「その他乳児等通園支援事業に従事する職員として市長村長が行う研修を修了した者」とは、「さかいチャイルドサポーター」の研修を修了した者とする。

8. 業務内容

（１） 利用定員の設定

通常保育の定員とは別に、当事業を実施するための定員を確保すること。

なお、原則として全ての年齢において定員を設定すること。ただし、施設の状況により一部の年齢において定員設定できない場合は、その理由を付して、応募時に提案すること。

（２） 実施曜日及び利用時間枠の設定

実施曜日および利用時間枠の設定を行うこと。利用時間枠は、1 回 2 時間 30 分又は 5 時間を基本とし、月 10 時間を上限として施設の状況に応じて設定するものとし、応募時に提案すること。

(3) 利用者の決定

申込みのあった全てのこどもの受入れを行うこと。

ただし、面談等により職員配置及び実施施設の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合、保護者に丁寧に説明し理解を得ること。併せて、その具体的な理由を付して本市に報告すること。

なお、令和 7 年度の利用者の募集は、原則 1 回とする。

①事前面談の実施

当該施設を希望する者(※)について、施設で事前面談を実施すること。こどもの特徴や保護者の意向等を把握し、制度の意義や目的、利用方法や個人情報の取扱い、キャンセル・振替日の取扱いなど基本的事項について十分に説明し理解を得ること。

(※) 利用者は、堺市電子申請システムで市に申込みを行う。応募者多数の場合は本市で厳正に抽選し、事業対象であることを確認したうえで認定者として通知する。

②利用契約の締結

保護者と施設の間で利用契約を締結すること。

ただし、面談等により職員配置及び実施施設の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合、保護者に丁寧に説明し理解を得ること。併せて、その具体的な理由を付して本市に報告すること。

(4) 利用者負担額の徴収

こども一人 1 時間当たり 300 円の利用料を実施施設で徴収する。

ただし、生活保護世帯等は利用料の減免を行うため、保護者からは、市が定めた減免後の利用料を徴収する。

給食費、その他実費にかかる費用は施設で任意に設定することができる。

(5) 利用状況の把握

こども一人当たり月 10 時間を上限とすることから、こども毎に一月の利用実績を把握すること。

(6) こどもの育ちに関する支援計画等の作成

集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画等の作成・記録を行うこと。

- ①こどもの育ちに関する全体的な計画
- ②個別支援計画（個々のこどもの育ちを支援）
- ③保育日誌（職員間での情報共有）
- ④その他、保護者とこどもの育ちを共有するための記録

(7) こどもの育ちを支援するための保護者への情報共有等を行う場の設定

保護者に対し、必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に事業利用中の様子を見てもらう機会や保護者同士の情報共有の場の設定などの工夫を行うこと。

(8) アンケートや効果検証に係る協力

本事業は、令和 8 年度からの本格実施を見据えた事業であることから、本市が利用者や保育者にアンケート調査を実施する場合は協力すること。

(9) 事業の周知

実施施設のホームページや SNS 等可能な手段を用いて事業の周知を図ること。また、本市からの要請に基づくチラシの配布やポスターの掲示などに協力を行うこと。

(10) 個人情報の保護

本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(11) 安全計画の策定

設備運営基準第 7 条に定める安全計画の策定等を適切に行うこと。

安全計画の策定等に当たっては、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和 4 年 12 月 15 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を踏まえ対応すること。

なお、既に安全計画を別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容の追加で対応することを可とする。

(12) その他留意点

- ①事業実施中に置き去りを含む重大事故が発生した場合は、速やかに本市に報告すること。
- ②利用日当日に連絡なく利用がない場合には、対象となるこどもの状況を確認すること。
- ③こどもの不適切な養育の疑いなど、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、本市に報告するとともに、関係機関と情報共有・連携し、適切に相談支援を行うこと。
- ④本事業の実施時に事故等が発生した場合の補償に対応できるよう、保険に加入するなど対策を講じておくこと。なお、保険料については、保護者に同意を得たうえ実費徴収することについては差し支えない。
- ⑤給食等の提供については、施設の判断とする。提供を行う場合においては、衛生

管理やアレルギー対応などに主治医の指示等がある場合は書面で確認し、適切な実施に留意すること。なお、給食等の提供については、保護者の同意を得たうえで実費徴収することは差し支えない。

- ⑥在園児保護者に対して、事業の実施について十分に周知を行い、在園児の保育に影響のないよう事業を実施すること。
- ⑦本事業に関する資料は、事業実施後 5 年間保存すること。
- ⑧事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に本市及びこども家庭庁による現地調査を行う場合がある。

9. 補助金の内訳

①こども一人 1 時間当たりの補助単価

0 歳児	1,300 円
1 歳児	1,100 円
2 歳児	900 円

②障害児の受入れ

こども一人 1 時間当たり 400 円を加算

③要支援家庭のこどもの受入れ

こども一人 1 時間当たり 400 円を加算

④医療的ケア児の受入れ

こども一人 1 時間当たり 2,400 円を加算

10. 事業実施スケジュール（予定）

令和 7 年 5 月下旬～6 月中旬：利用者の募集・利用者の認定

令和 7 年 6 月下旬～：認定者との事前面談、利用者と施設との利用契約（利用者の決定）

令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月：7 月以降準備が整い次第、こどもの預かり開始

【Ⅱ 応募要領について】

1. 応募方法

(1) 応募受付期間 令和 7 年 5 月 7 日 (水)
～令和 7 年 5 月 23 日 (金) 午後 5 時

(2) 提出書類 応募申込書 (様式 1)、事業計画書 (様式 2)

(3) 提出先 堺市子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課
郵便番号 590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

(4) 提出方法 直接持参または e-mail、郵送 (FAX 不可)

【持参の場合】

前記 (1) の受付期間内の午前 9 時から午後 5 時までに持参すること。

※土曜日、日曜日、祝日を除く

【e-mail または郵送の場合】

前記 (1) の受付期間内に必着とする。

※e-mail または郵送で提出した旨を、前記 (3) の幼保政策課まで電話連絡し、
到達確認をすること。

(5) 応募参加資格要件

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた施設
で実施すること (認可申請中として応募を受理するが、当該施設の認可が不認可とな
った場合は、応募を無効とする)。

2. 施設の決定方法

(1) 選定施設数

実施規模として想定している募集定員 480 人程度を確保できる施設数を選定する。

(2) 選考手順

①応募数が定員 480 人に満たない場合は、応募のあった施設のうち、要件を満た
すすべての施設を決定する。

②定員 480 人を超える応募があった場合は、次の選考手順に基づき、施設を選定
する。

(ア) 採点基準に基づき施設ごとに得点を合計し、施設の所在地によって区域ご
とに得点の高い施設から順位をつける。

(イ) 区域内の順位の高い施設から、北区⇒堺区⇒西区⇒中区⇒東区⇒南区⇒美原区(※)の順に、区ごとに1施設ずつ、定員480人程度を確保できるまで決定していく。特定の区域において決定する施設がない場合は、当該区域を除いて決定していく。(※) 区ごとの0～2歳の未就園児数が多い順

(3) 採点基準

No.	内容	配点	
①	0歳児、1歳児、2歳児の 全ての年齢区分の受け入れが可能	3点	
②	0歳児の受け入れが可能	7点	
③	1歳児の受け入れが可能	4点	
④	2歳児の受け入れが可能	1点	
⑤	総受け入れ人数	5人未満	1点
		5人～10人未満	2点
		10人～15人未満	3点
		15人～20人未満	4点
		20人～25人未満	5点
		25人以上	7点
⑥	一時預かり(一般型)の実施の有無	令和6年度実績あり	3点
	満点	25点	

2. 応募の無効

次に掲げるいずれかに該当した場合には、応募を無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提案内容が本募集要項に示した実施内容を満たさない場合
- ③ 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- ④ 著しく信義に反する行為があった場合

3. その他留意事項

- ① 応募に係る一切の費用については、すべて応募者負担とする。
- ② 決定後に、必要に応じて本市と協議を行い、事業計画を調整する場合がある。
- ③ 実施施設に決定されたことをもって、補助金の交付決定とはしない。事業計画の確定後、あらためて補助金の交付申請を必要とする。
- ④ 提出された書類等は、返却しない。
- ⑤ 応募を本市が受理した後に、辞退する場合は、辞退届(別紙3)を提出すること。

4. 担当課・問合せ先

堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7173

FAX 072-222-6997

e-mail yohosei@city.sakai.lg.jp